

第 1 号様式（日本産業規格 A 列 4 番）

移動等円滑化取組計画書
(乗合バス車両)

令和 7 年 6 月 30 日

住 所 青森県青森市大字野内字菊川 47 番地 1
事業者名 青森市企業局交通部
代表者名 (役職名及び氏名)
青森市公営企業管理者企業局長 鈴木 裕司

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第 9 条の 4 の規定に基づき、次のとおり提出します。

I 現状の課題及び中期的な対応方針

(1) 旅客施設及び車両等の整備に関する事項

- ・青森市企業局交通部が保有するバス車両については、車両の更新と併せて車いす対応バスの導入を推進することとし、令和 6 年度末時点では 99.3% (総車両数 139 台中 138 台) となっている車いす対応バスの導入率について、令和 7 年度末までに 100% (総車両数 138 台中 138 台) とする。

(2) 旅客支援、情報提供、教育訓練等に関する事項

- ・高齢者や障害者等が円滑に必要な情報を得られるよう、車内掲示やホームページ等を活用した情報提供の充実・改善に取り組む。
- ・高齢者、障害者等の ICT 活用推進を目的として、「バス乗り方教室」や「出前講座」等を開催し、教育機会の充実を図る。
- ・高齢者や障害者等に対して、全乗務員が統一された応対を行えるよう、国土交通省が定める「交通事業者向け接遇研修モデルプログラム (バス編)」を参考に研修内容の充実に取り組む。

II 移動等円滑化に関する措置

① 旅客施設及び車両等を公共交通移動等円滑化基準に適合させるために必要な措置

対象となる旅客施設及び車両等	計 画 内 容 (計画対象期間及び事業の主な内容)
車いす対応バス (ノンステップバス)	・車いす対応バス (ノンステップバス) を 2 台導入する。

- ② 旅客施設及び車両等を使用した役務の提供の方法に関し法第八条第二項及び第三項の主務省令で定める基準を遵守するために必要な措置

対 策	計 画 内 容 (計画対象期間及び事業の主な内容)
バリアフリー設備を用いた役務の提供	・乗降用スロープ板の設置及び介助。 ・コミュニケーションボードの設置。

- ③ 高齢者、障害者等が公共交通機関を利用して移動するために必要となる乗降についての介助、旅客施設における誘導その他の支援

対 策	計 画 内 容 (計画対象期間及び事業の主な内容)
車いす乗降方法のホームページへの掲載	・車いす利用客が円滑にバスを利用できるよう、乗降方法をホームページに掲載する。

- ④ 高齢者、障害者等が公共交通機関を利用して移動するために必要となる情報の提供

対 策	計 画 内 容 (計画対象期間及び事業の主な内容)
車いす対応バスの案内	・車いす対応バスの運行時間について、停留所の時刻表に表記する。
ホームページ掲載情報の充実	・高齢者、障がい者等が利用できる、交通系ＩＣカード「ＡＯＰＡＳＳ（アオパス）」による福祉乗車サービスの利用方法等についてのホームページ掲載情報の充実を図る。
ICT の活用推進	・高齢者、障害者等を対象とした「バス乗り方教室」や「出前講座」を開催し、ICT の活用推進を図る。

- ⑤ 移動等円滑化を図るために必要な教育訓練

対 策	計 画 内 容 (計画対象期間及び事業の主な内容)
接遇研修の実施	・全乗務員に対し、国土交通省が定める「交通事業者向け接遇ガイドライン」に基づく接遇を取り入れた研修を行う。
車いす対応研修の実施	・車いす利用客が円滑にバスを利用できるよう、全乗務員に対し、車いす対応の研修を行う。

- ⑥ 高齢者、障害者等が高齢者障害者等用施設等を円滑に利用するために必要となる適正な配慮についての旅客施設及び車両等の利用者に対する広報活動及び啓発活動

対 策	計 画 内 容 (計画対象期間及び事業の主な内容)
・バリアフリーに対する広報及び啓発活動	・席ゆずりあいに関するステッカーや、円滑利用を促すステッカー(マタニティマーク、ベビーカー、優先席表示等)を掲出する。

Ⅲ 移動等円滑化の促進のためⅡと併せて講ずべき措置

・利用者から寄せられる意見を交通部内で共有するとともに、取組の改善に活用する。

Ⅳ 前年度計画書からの変更内容

対象となる旅客施設及び車両等又は対策	変 更 内 容	理 由
—	—	—

Ⅴ 計画書の公表方法

・ホームページに掲載する。

Ⅵ その他計画に関連する事項

・中期的な対応方針に記載された事項については、「青森市自動車運送事業経営戦略(2021-2030)」に位置づけている。

注 1 Ⅳには、Ⅱについて前年度と比較して記入すること。なお、該当する対策が複数になる場合には、新たに欄を設けて記入すること。

2 Ⅴには、本計画書の公表方法(インターネットの利用等)について記入すること。

3 Ⅵには、Ⅱの欄に記入した計画に関連する計画(事業者全体に関連するプロジェクト、経営計画等)がある場合には、必要に応じ、その計画内容及び計画における当該事業者の位置付け等について記入すること。